

議会運営委員会記録

○開催日時

令和5年9月4日 午後1時44分～午後2時4分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	森 満 晃	委員	山 元 剛
副委員長	成 川 幸太郎	委員	坂 口 正 幸
委員	川 添 公 貴	委員	岩 切 正 之
委員	下 園 政 喜	委員	溝 上 一 樹
委員	帯 田 裕 達		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 大田黒 博

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 中 島 由美子

○その他の議員

議員 井 上 勝 博

○説明のための出席者

行政管理部長	鬼 塚 雅 之	議会事務局長	田 代 健 一
総務課長	黒 木 諭	議事調査課長	久 米 道 秋
法制担当主幹	小 島 早智子		

○事務局職員

事務局長	田 代 健 一	主幹兼管理調査グループ長	原 浩 一
議事調査課長	久 米 道 秋	管理調査グループ員	米 森 祐 太
課長代理兼議事グループ長	上 川 雄 之	議事グループ員	今 吉 聖 人

○審査事件等

- 1 請願等の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される事件の審議方法について
 - 3 討論に係る発言通告書等の提出期限について
-

△開 会

○委員長（森満 晃） それでは、これより議会運営委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃） 御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（大田黒 博） 本会議、御苦労さまでございました。明日まで一般質問を行いまして、それから常任委員会ということでございます。

本日の議会運営委員会は、請願等2件を主に審議していただきますが、忌憚のない意見をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

終わります。

△請願等の取扱いについて

○委員長（森満 晃） それでは、請願の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった請願について、事務局に一括説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋） それでは、資料1をまず御覧いただきたいと思っております。

今回提出されました請願につきまして、まず、地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書で、提出者は市職員労働組合執行委員長でございます。紹介議員は成川幸太郎議員でございます。受理日は本年7月7日でございます。

次に、2件目は、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書で、市内中郷5丁目の熊之細真美氏で、紹介議員は犬井美香議員でございます。受理日は本年8月18日となっております。

それから、その他といたしまして、「小規模企業の振興に関する条例」制定及び商工会に対する令和6年度補助金等に関する要望書が、県商工会連合会会長及び市商工会会長から提出され、8月24日に受理しているところでございます。

それでは、次のページになりますけれども。

まず、1件目の請願につきまして、請願の趣旨は、趣旨の一番下の段落にありますとおり、「このため、2024年度の政府予算と地方財政の検

討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、政府に以下の事項の実現を求めるための意見書を」提出していただきたいという請願でございます。記以下に、10項目ほど記載がございます。

次に、2件目の請願でございますが、請願趣旨の下から2段目にありますが、「以上のことから、現状では、教育機会確保法の基本理念2に明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要がある」と考えておられ、このため国において、不登校支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項を要請されているものでございます。

記以下にございますけれども、不登校児童の生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対して、必要な財政上の措置を講ずることなどを求めておられるものでございます。

次に、その他でございますが。本件のこの要望書につきましては、受理日が8月24日ということで、開会後に受理しているものでございますが、令和6年度の補助金等に関して要望がなされております。このため、取扱いを今回、取り扱うこととしてはいかがかということを出しているものでございます。

内容につきましては、1番目の「小規模企業の振興に関する条例」制定についての、一番下の欄にアンダーラインがございますが、「小規模企業振興に関する条例」を制定していただきたいという要望と、次のページになりますが、商工会に対する令和6年度補助金の増額についての部分の下のほうにございますが、「しかしながら」というところで、「商工会においては、各種事業を遂行する上で自己負担金が増大し、そのための財源捻出に苦慮しているのが現状」であるということ、それから、「商工会は、組織の構造上、様々な事業を遂行するにあたり、行政からの補助金収入に頼らざるを得ない状況」であるということから、商工会の運営等に対する令和6年度補助金を増額していただきたいという要望でございます。

資料1に戻っていただきまして、参照で下のほうに表がございますけれども、先ほどの要望につ

きましては、2の(2)のウ、特に緊急を要するものについては、議運で協議するという事になってございます。

それから、陳情に類するものの取扱いとしまして、大きな3番の(2)前号により処理するもの以外の陳情等は、次に掲げるいずれかの方法により、処理するという申合せがございますが、そのウでございます。関係する委員会に参考送付するにとどめるという取扱いにしてはということで、今回提案しているところでございます。

○委員長(森満 晃) ただいま説明がありましたので、それぞれ取扱いを審査していきます。

まず、地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書についてですが、同趣旨のものは、これまで総務文教委員会に付託されているようです。

これを踏まえて、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員(帯田裕達) 今までどおり、総務文教委員会に付託したらどうかと思います。

○委員長(森満 晃) そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本請願の取扱いは総務文教委員会に付託することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議ありませんので、本請願はそうように取り扱うことで御了承願います。

次に、「不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書」の提出を求める請願書についてですが、請願書の中にある不登校児童生徒に関する所管は学校教育課となるようです。

これを踏まえまして、付託先について質疑、意見はありませんか。

○委員(帯田裕達) 同じく、総務文教委員会に付託したらどうかと思います。

○委員長(森満 晃) そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本請願の取扱いは総務文教委員会に付託することで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議ありませんので、本請願はそうように取り扱うことで御了承願います。

次に、その他の意見については、今定例会開会後の8月24日に提出されたものですが、申合せによると、特に緊急を要するものについては議運で協議するとしており、さらに陳情に類するものの取扱いとして、関係する委員会に参考送付するにとどめる取扱いとしては、との説明がありました。

なお、要望書の内容にある企業の振興や商工会に関する所管は、経済政策課となるようです。

これを踏まえまして、質疑、意見はありますか。

○委員(成川幸太郎) 事務局から説明があったとおり、関係する委員会に参考送付するという事にして、内容によれば産業建設委員会に該当するのではないかなと思いますけれども。産業建設委員会に参考送付するにとどめることでいいんじゃないかなと思いますけど。

○委員長(森満 晃) そのほかありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本件の取扱いは産業建設委員会に参考送付するにとどめるとすることで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長(森満 晃) 御異議ありませんので、これら2件は、そうように取り扱うことで御了承願います。

以上で、請願等の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますので、しばらくお待ちください。

[当局職員入室]

△今期定例会に付議される事件の審議方法について

○委員長（森満 晃）次は、今期定例会に付議される事件の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（田代健一）それでは、資料2、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

まず、委員会の視察報告が1件ございますが、9月5日の本会議において、川内原子力発電所対策調査特別委員会から御報告いただく予定であります。

今回は9月5日の中日上程となります議案はございません。

次に、受理申請が2件ございます。

先ほど御協議いただきましたとおり、陳情第5号及び第6号については、9月8日の総務文教委員会に付託してはと考えます。

ここで、使用済核燃料税条例の制定に係る特定納税義務者の意見書について、御説明いたしますので、資料2-2を御覧ください。

8月28日に提出のありました、九州電力株式会社池辺代表取締役社長執行役員からの回答文書であります。

2面が意見書になりますが、最後の行に記載のとおり、九州電力株式会社とされましては、「総合的に勘案し、本条例案を受け入れる」とされております。

なお、前回、議会運営委員会で説明いたしましたとおり、意見書につきましては、明日5日の本会議に配付いたし、御報告されることとなります。

以上で、意見書の説明を終わります。

今後の提出予定議案につきましては、記載のとおり、9月20日に財務関係の報告3件、損害賠償等和解に係る専決処分報告1件、計4件の報告。人事案件4件、決算認定議案13件、最終日の10月5日に一般議案1件、人事案件2件の提出がそれぞれ予定されているようであります。前回の議運で説明いたしました内容からは、専決処分の報告が1件追加となっております。

最後に、今後の議運の開催予定につきましては日程に変更はなく、9月12日、20日、10月5日が予定されております。

○委員長（森満 晃）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありましたが、質疑、意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認めます。

それでは、本件につきましては説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（森満 晃）以上で、今期定例会に付議される事件の審議方法等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時57分休憩

~~~~~

午後1時57分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員退室]

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻します。

△討論に係る発言通告書等の提出期限について

○委員長（森満 晃）次は、討論に係る発言通告書等の提出期限についてを議題といたします。事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（久米道秋）それでは、資料3をお願いいたします。

9月20日の本会議で表決に付される案件のうち、委員会に付託されたものに対する「発言（討論）通告書」及び「議案等賛否通告書」の提出期限につきましては、下の表のとおり、記載のとおりでございます。9月15日までとなっておりますので、期限までの提出をよろしくお願いいたします。

ます。

○委員長（森満 晃）ただいま説明がありました  
ましたが、質疑、意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）オブザーバーはありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）質疑、意見はないと認  
めます。

それでは、本件については資料のとおりとなり  
ますので、各会派所属議員へも周知してくださる  
ようよろしくお願いいたします。

以上で、討論に係る発言通告書等の提出期限に  
ついての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後1時59分休憩

~~~~~

午後2時 4分開議

~~~~~

○委員長（森満 晃）ここで、本会議に戻し
ます。

△閉 会

○委員長（森満 晃）以上で、議会運営委員
会を閉会したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森満 晃）御異議ありませんので、
以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会
委員長 森 満 晃